

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県森林法施行細則の一部を改正する規則 三三

告 示

○道路の区域を変更する件二件 三三

公 告

○県営土地改良事業の工事が完了した件三件 三七

福島県選挙管理委員会

○福島県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件 三七

規 則

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十二号

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則

福島県森林法施行細則(平成十二年福島県規則第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「申請並びに」を「申請、」に改め、「施行」の下に「並びに法第五十条第二項の規定による意見の聴取」を加える。

第三条中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第四条中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第五条第一項中「第十七条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十七条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第十七条第二項第三号」を「第十五条第二項第三号」に改める。

第八条中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(知事が行う意見の聴取)」を付

する。

第十条中「含む。」の下に「及び法第五十条第三項」を加え、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

第十条 前条の規定は、法第五十条第二項の規定により知事が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十二条第二項(法第三十三条の三において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十条第二項」と、同条第二項中「第三十二条第一項(法第三十三条の三において準用する場合を含む。）」の規定により意見書を提出した者(以下「意見書提出者」という。）」とあるのは「第五十条第四項の当事者(以下「当事者」という。）」と、同条第三項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、「異議の要旨及び理由を陳述させる」とあるのは「証拠を提示させ、意見を述べさせる」と、同項ただし書中「異議の要旨及び理由を陳述しない」とあるのは「証拠を提示せず、意見を述べない」と、「陳述」とあるのは「証拠の提示及び意見の陳述」と、同条第四項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、「陳述」とあるのは「証拠の提示又は意見の陳述」と、同条第五項中「意見書提出者」とあるのは「当事者」と、同条第七項中「前二項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用される前二項」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用される第四項」と、「その陳述」とあるのは「証拠の提示若しくは意見の陳述」と、「陳述した」とあるのは「証拠を提示し、若しくは意見を述べた」と、「第五項若しくは第六項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用される第五項若しくは第六項」と、「前項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用される前項」と、「その陳述」とあるのは「その証拠の提示若しくは意見の陳述」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(森林計画課)

告 示

福島県告示第四百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区	間	変更前変	敷地の幅員	延	長
			更後の別	(メートル)	(メートル)	

一般国道 二五二号	大沼郡三島町大字早戸 字小津巻六九番地先 ら	変更前	A 一一・〇 六二・〇	五九九・七
	同 郡同 町大字早戸 字湯ノ平六七四番二 地先まで	変更後	A 一一・〇 六二・〇 B 二一・八 一八三・七	五九九・七 五九九・一

(道路計画課)

福島県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字楢 戸字下ノ原二五番地先 から	変更前	A 七・〇 二二・〇	一三〇・〇
	同 郡同 町大字楢 戸字向山八番地先まで	変更後	A 七・〇 二二・〇 B 七・〇 四四・〇	一三〇・〇 一四〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
勝常地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は、平成二十三年二
月二十二日完了したので公告する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公告第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
会津宮川地区に係る県営かんがい排水事業の工事は、平成二十三年四月二十七日完了し
たので公告する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公告第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
駒形地区に係る県営かんがい排水事業の工事は、平成二十三年六月六日完了したので公
告する。

平成二十三年十月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

平成二十三年十一月二十日執行予定の福島県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭
和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登
録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。
平成二十三年十月二十一日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

- 一 被登録資格の決定 平成二十三年十一月九日
- 二 登録を行う日 平成二十三年十一月九日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十三年十一月十日 午前八時三十分から午後五時まで